

報告第 1 4 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 1 年 9 月 2 8 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成21年5月7日	977, 211円	埼玉県さいたま市 緑区大門在住者	平成21年1月5日、足立区青井五丁目8番先の道路上で、ごみの収集作業を終えた清掃車が、前方を走行中の車両に追突し、相手方に頸椎捻挫及び腰椎捻挫の傷害を負わせるとともに、相手方車両を破損させ損害を与えた。
平成21年5月11日	86, 400円	足立区梅田在住者	平成19年12月28日から平成20年5月30日までの工期で足立区梅田六丁目16番先において足立区が施工した補助第138号線その1工区代替地造成工事に際し、相手方所有の物件に対し、土間隙間拡大等の損害

			を与えた。
平成21年5月29日	81,000円	足立区江北在住者	平成19年2月5日から同年11月30日までの工期で足立区江北三丁目38番先において足立区が施工した区画整理工事〔上沼田南－6〕に際し、相手方所有の物件に対し、外壁損傷の損害を与えた。
平成21年5月29日	81,000円	足立区江北在住者	平成19年2月5日から同年11月30日までの工期で足立区江北三丁目38番先において足立区が施工した区画整理工事〔上沼田南－6〕に際し、相手方所有の物件に対し、土間コンクリート損傷の損害を与えた。
平成21年8月10日	1,071,000円	足立区谷中在住者	区立谷中公園野球場より放たれた軟式野球ボールが、長年に渡り相手方所有の物件に落下し、屋根損傷の損害を与えた。